



一般社団法人埼玉建築士会

(定款第 35 条に基づく) 県南支部規程

この規程は、一般社団法人埼玉建築士会
支部の名称使用等に関する規定に基づ
き施行する。(附則より)

施行日 平成 26 年 5 月 16 日

埼玉建築士会県南支部規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、埼玉建築士会県南支部と称する。

(対象区域)

第2条 この会の対象区域は、朝霞市、新座市、志木市、和光市とする。ただし、支部長が認める場合には、この限りではない。

(目 的)

第3条 この会は、支部事業の遂行と会員相互の連携強化、親睦を深めるとともに、建築士の業務の進歩改善と品位の保持向上を図ることのほか、一般社団法人埼玉建築士会の定款の目的に準拠した必要な事業の連携や協力を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 一、会員相互の親睦を目的とする事項
- 二、建築士の業務の進歩改善に関する事項
- 三、建築士の品位の保持、向上に関する事項
- 四、建築士制度の普及および宣伝並びにその改善に関する事項
- 五、講習会、研修会および研究会開催に関する事項
- 六、会員の慶弔、禍福に対する金品の支給に関する事項
- 七、その他支部の目的を達成するため必要な事業に関する事項
- 八、前各号に関する印刷物の刊行並びに頒布事項

(事務所)

第5条 この会は、事務所を支部長宅または支部長の指定する場所に置く。

第2章 会 員

(会員資格)

第6条 この会の会員は、一般社団法人埼玉建築士会の会員でなければならない。

(会の構成員)

第7条 この会の構成員は正会員、準会員及び賛助会員の3種とする。

一、正 会 員

正会員は原則この支部の区域内に住所または勤務地を有する建築士法第5条の免許を受けた建築士とする。

二、準 会 員

準会員は原則この支部の区域内に住所または勤務地を有する将来建築士になろうとする者とする。なお、準会員は建築士法第5条の免許を取得後、正会員へ移行する。

三、賛助会員

賛助会員は個人または団体で、この会の事業を賛助する者とする。

(入 会)

第8条 この会の目的に賛同し会員になろうとする者は、所定の入会申込書にこの会の会費を添えて当支部に提出し、支部長の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第9条 この会の事業活動等に生じる費用に充てるため、会員は毎年第3項に掲げる期日までに、この会の定める額を支払う義務を負う。

- 1、この会の会費は、次のとおりとする。

- 一、正会員 年額 8,000円
- 二、準会員 年額 5,000円
- 三、賛助会員 年額 1口5,000円とし1口以上

2、年度途中入会者の正会員会費は、当該年度に限り月額 700円とし、その起算は入会翌月からとする。

3、毎年度の会費は、当該年度の6月20日までに納入しなければならない。

4、一般社団法人埼玉建築士会総会において会費減額者と承認された者は、会費を年額 4,000円とする。

5、会員は、この会に納入した会費等の返還を求めることができない。

6、この会の収入に不足が生じる場合は、総会の議決を経て別途会費を徴収することができる。

(任意退会)

第10条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2、任意退会の場合は、当該年度の会費を納入しなければならない。ただし、当該年度の前条第三項に掲げる期日までに退会届を提出した場合は、この限りではない。

(除 名)

第11条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一、一般社団法人埼玉建築士会定款およびこの規程に違反したとき。
- 二、この会の名誉を傷つけ、または第3条の目的趣旨に反する行為をしたとき。
- 三、その他除名すべき正当な事由があるとき。

2、前項により除名したときは、本人にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前二条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一、第9条の支払義務を当該年度内に履行しなかったとき。
- 二、総正会員が同意したとき。
- 三、当該会員が死亡したとき。
- 四、この会が解散したとき。

第3章 役 員

(役員の設定)

第13条 この会には次の役員を置く。

支 部 長	1 名
副支部長	2名以上3名以内
幹 事	5名以上10名以内
会計幹事	2 名
会計監査	2 名

(役員を選任)

第14条 役員は、会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、第17条にあっては、この限りではない。

(役員職務)

第15条 支部長はこの会を代表し、会務を掌理しこの会を総理する。

- 2、副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障あるときはその職務を代行する。
- 3、幹事は幹事会を構成し、幹事会の定めるところに従い、この会の会務遂行等を担当する。
- 4、会計幹事はこの会の会計を掌り、これを管理する。
- 6、会計監査はこの会の会計を監査し、他の役員を兼ねることができない。なお、総会において会計監査の報告をしなければならない。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2、役員は、任期満了後でも後任者の就任までは、なおその職務を行う。

(役員の補選)

第17条 役員が欠けたときは、幹事の中から幹事会の決議により補選することができる。ただし、第13条に掲げる必要幹事数を欠く場合は臨時総会を開催し、第14条に準じて補選しなければならない。

2、補選された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3、前項の残任期間が通常総会をまたぐ期間におよぶ場合には、当該通常総会において承認を得なければならない。

(顧問、相談役)

第18条 役員以外に顧問および相談役を置くことができる。

2、顧問および相談役は幹事会で推挙し、支部長の就任要請に基づき本人の承諾を得て就任する。

第4章 会 議

(会議の種類)

第19条 会議は、総会、幹事会、三役会および委員会の4種とする。

(総 会)

第20条 総会は、通常総会および臨時総会とし正会員をもって構成する。

2、準会員、賛助会員の出席にあつては、幹事会の承認を得て、これを認める。ただし、準会員、賛助会員は意見を述べることができない。

(総会の招集)

第21条 総会は、毎年1回事業年度終了後、一般社団法人埼玉建築士会の通常総会前に支部長が招集する。

2、臨時総会は、次の場合に支部長が招集する。

一、支部長が必要と認めるとき。ただし、幹事会の承認を得なければならない。

二、会計監査がこの会の会計およびそれにかかわる会務に不整があると認めるとき。

三、正会員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示し要求があったとき。

四、役員が欠け、幹事数が第13条に掲げる数に満たなくなったとき。

3、総会の招集は、総会の開催日時、場所および議案を記載した開催通知を、総会開催の14日前までに会員に対して発送しなければならない。

(総会の議決事業)

第22条 総会は、次の事項について議決または承認する。

一、役員の選任または解任

二、正会員の除名

三、事業報告、収支決算および財産目録の承認

四、事業計画および収支予算の承認

五、当支部規程の設置および変更

六、第23条4項に掲げる支部細則の制定および改廃の承認

七、当支部の解散および清算

八、その他幹事会において総会の決議が必要と認めた事項

(幹事会)

第23条 幹事会は、支部長、副支部長、その他の幹事をもって構成する。

2、幹事会は、支部長が随時招集し、支部会務の執行に必要な事項を審議し、決定する。

- 3、3分の1以上の幹事が幹事会の招集を請求した場合には、支部長は、幹事会を招集しなければならない。
- 4、幹事会は、この規程の施行について必要な細則を、制定および改廃することができる。ただし、その施行にあつては総会の承認を得なければならない。
- 5、支部長が必要と認める時、会計監査はその必要に応じて幹事会に出席して意見を述べなければならない。

(三役会)

第24条 三役会は、支部長、副支部長、会計幹事をもって構成する。

- 2、三役会は、必要に応じて支部長が招集し、支部会務の執行に必要な事項を審議し、決定する。
- 3、三役会は、支部の目的に準拠した必要な事業の連携や協力を行う。
- 4、幹事は、三役会からの招集で三役会に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

第25条 この会の目的および事業運営を円滑に図るため、必要に応じて委員会を開くことができる。

- 2、委員会の種別は次の通りである。

(1) 建築相談・法規委員会 (2) 広報委員会 (3) デザイン委員会

- 3、2項に定める委員会の他に必要に応じ特別委員会を設けることができる。
- 4、委員会には委員長・副委員長を置き、委員長は幹事の中から支部長が指名し、副委員長は委員長が指名し、それぞれ支部長が委嘱をする。
- 5、委員は幹事会で選任し（但し、委員長は若干名の委員を推薦することができる。）、支部長が委嘱する者で組織し、委員長がこれを招集する。
- 6、委員会の議決事項は支部長に建議することとし、支部長の承認を得てその効力を発するものとする。
- 7、委員会の委員は、会員をもって組織する。ただし、必要に応じて会員外の専門家を委員会に加えることができる。
- 8、委員会の設置、変更および解散は、幹事会の決議による。
- 9、幹事は、任意に委員会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第26条 会議の議長選任は次のとおりとする。

- 一、総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。
- 二、幹事会は、支部長または支部長が指名する者が議長となり、支部長が支障のあるときは副支部長がこれを代行する。
- 三、委員会は、委員長または委員長が指名する者が議長となり、委員長が支障のあるときは副委員長がこれを代行する。

(議決権)

第27条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2、幹事会における議決権は、幹事1名につき1個とする。

(決議)

第28条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決議する。ただし、議決は正会員の5分の1以上の出席がなければ成立しない。

- 2、前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上が議決権を行使し、行使された議決権の3分の2以上に当たる多数をもって議決されなければならない。この場合は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することはできない。

- 一、正会員の除名
- 二、役員解任
- 三、支部規程の変更
- 四、この会の解散

- 3、幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決議する。ただし、議決は幹事の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

4、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面議決等）

- 第29条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的記録をもって議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 2、幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的記録をもって議決権を行使し、または他の幹事を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、前条第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3、電磁的記録による議決権の運用方法は、幹事会において決する。

（議事録の作成、保管）

- 第30条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2、前項の議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。
- 3、支部長は、議事録を保管し、正会員の請求があった時には幹事会の承認を得て、指定する日時、場所において閲覧させることができる。なお、その保管期間は5年とする。

第5章 会 計

（会計年度）

- 第31条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（経 理）

- 第32条 この会の経費は、会費、事業から生ずる収入、寄付金およびその他の金員等で支弁する。
- 2、経費以外に震災支援金等、支部長が緊急を要すると判断し、幹事会にて決した支出はこれを妨げない。

（予 算）

- 第33条 支部長は、毎会計年度の予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

（決 算）

- 第34条 支部長は、毎会計年度の収支決算を会計年度の終了後、すみやかに会計監査を経て通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

第6章 慶 弔

（慶 弔）

- 第35条 正会員等の慶弔、禍福に対して、別記によりそれぞれ祝い金、見舞金、または、香料を贈り、その意を表するものとする。ただし、怪我・病気による見舞金は、概ね一ヶ月以上の療養を要する場合とする。
- 2、支部長は、この規定に定められたほか、特に必要と認めた場合は、幹事会の決定にて社会通念上の範囲で行うことができる。

第7章 雑 則

（一般社団法人埼玉建築士会役員の推薦）

- 第36条 一般社団法人埼玉建築士会役員の推薦は、幹事会の議決事項とする。

（事務局の設置）

- 第37条 この会には事務局を設け有給の職員を置くことができる。
- 2、職員は幹事会の承認を得て支部長がこれを任免する。

附 則

- 1、この規程は、一般社団法人埼玉建築士会支部の名称使用等に関する規程に基づき施行する。
- 2、この規程の定めがないものは、原則として一般社団法人埼玉建築士会定款を準用する。ただし、幹事会が認める場合には、この限りではない。
- 3、この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日以降県南支部通常総会承認後から施行する。

施行日 平成26年5月16日

附 則

- 1、この規程は、令和8年5月20日から施行する。（第14条）

施行日 令和8年5月20日